

【再掲】

令和 7 年度から運行管理者等指導講習の修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります

日頃よりナスバの運行管理者等指導講習をご利用いただきありがとうございます。

ナスバでは、令和 6 年 12 月からこれまでの対面方式、動画視聴方式に加え、新たに e ラーニング方式の講習（e ナスバ）を開講することといたしました。e ナスバでは、各講習の修了証明について、従来の運行管理者等指導講習手帳（以下、手帳）への押印（交付）に代えて、受講者毎のマイページから、修了証明書をダウンロードしていただく形式となります。

これにより、ナスバの各講習の修了者には、対面（動画視聴）講習では「手帳の交付・証明」、e ナスバでは「修了証明書の交付」と受講の方式により修了証明の方法が異なることとなります。

ナスバでは、今後、受講方式の異なる講習を受講されても、受講履歴を保管・管理しやすいように、**令和 7 年 4 月 1 日以降のナスバが実施する対面（動画視聴）講習の修了者に対しても、e ナスバと同様に「修了証明書」を交付**することといたしました。これにあわせて、手帳の再交付についても「受講履歴証明書」に変更いたします。

■ 修了証明方法の変更（令和 7 年 4 月 1 日以降に開催するナスバの対面（動画視聴）講習）

ナスバの講習（一般講習、基礎講習、特別講習）の修了者に「修了証明書」を交付します。

また、手帳再交付の申請は「受講履歴証明」※¹の申請に変わります。

※ 1：受講履歴証明の申請は交付手数料（500 円）がかかります。

【ご注意願います】

- ・**手帳に係るお手続き（再交付等）は、令和 7 年 3 月 31 日までとなります。**
- ・手帳に記載されているナスバの講習の修了証明は、講習受講の履歴になりますので、大切に保管ください。
- ・ナスバ以外の認定機関の手帳等については、各認定機関にお問い合わせください。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

独立行政法人 自動車事故対策機構
安全指導部 大町、松澤
電 話 03-5608-7641

Q&A

Q 手帳を廃止する理由等

A ナスバのeラーニング講習（eナスバ）では、システムから直接、手帳に証明することができないため、電子媒体の「修了証明書」を電子交付します。

対面（動画視聴講習を含む。）講習と、証明方法が異なることにより、取扱いが複雑になるのを防ぐため、eナスバと対面の両方で対応できる「修了証明書」に統一することにしました。

Q 令和7年4月に、ナスバの一般講習を修了しました。手帳に証明されますか。

A 令和7年4月以降のナスバの講習（一般講習、基礎講習、特別講習）の修了者には、修了証明書が交付され、手帳への証明は行いません。

Q 手帳を紛失しました。再交付できますか。

A 手帳の再交付のお手続きは、令和7年3月31日までとなります。

※令和7年4月1日以降は、「受講履歴証明書」になります。

Q 令和7年4月1日以降、手帳に記載されているナスバの修了証明はどうなりますか。

A 手帳の記載されている修了証明は履歴になりますので、大切に保管ください。

Q eナスバで受講しました。修了証明書を手帳に転記できますか。

A 手帳へ転記するサービスは行っておりません。大切に保管ください。

Q 令和7年4月1日以降、他の認定機関の手帳に証明できますか。

A 令和7年4月1日以降は、修了証明書の交付になります。手帳には証明いたしません。

Q 修了証明書、受講履歴証明書はどのようなものですか。

A 修了証明書及び受講履歴証明書は以下の通りです。

修了証明書の例

修了証明書	
那須場 太郎 殿	
2000年10月1日生	
独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号の規定に基づく所定の基礎講習（貨物）を修了したことを証します	
20XX年X月X日	
独立行政法人 自動車事故対策機構	
東京主管支所長	

受講履歴証明書の例

受講履歴証明書			
那須場 太郎 殿			
2000年10月1日生			
修了年月日	講習の種類	修了の場	修了証番号
2000年10月1日	基礎講習	貨物	東京支所交付
2001年10月1日	一般講習	貨物	群馬県支所交付
2002年10月1日	一般講習	貨物	東京都支所交付
2003年10月1日	一般講習	貨物	千葉県支所交付
上記のとおり当機構の講習を受講したことを証する。			
20XX年X月X日			
独立行政法人 自動車事故対策機構			
東京主管支所長			